

放射性物質汚染対処特措法（放射性物質に汚染された廃棄物の処理）

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設
の焼却灰等の汚染状態の
調査（特措法第16条）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調
査（特措法第18条）

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準（8,000Bq/kg）超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用（市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用）

放射性物質汚染対処特措法の基本方針

○ 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

■ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

指定廃棄物の指定状況(平成25年12月31日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 （上水）		浄水発生土 （工水）		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 （稲わらなど）		その他		合計	
	焼却灰（一般）		焼却灰（産廃）															
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	7	193.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	9	468.9
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	0	0	2	2,238.2	6	19.9	16	3,269.3
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	255	88,440.4	64	2,268.9	33	2,222.9	3	168.1	44	8,947.3	0	0	14	1,862.7	62	12,349.5	475	116,259.8
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200	0	0	12	5,117	4	7.9	62	10,499.8
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127	5	513.9	0	0	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	43	2,666.2	2	0.6	0	0	0	0	1	542	0	0	0	0	10	403.5	56	3,612.3
東京都	1	980.7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	350	97,107.9	67	2,270.5	65	5,525.3	4	295.1	60	13,129.0	0	0	28	9,217.9	93	13,297.7	667	140,843

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

関係5県における指定廃棄物の処理に関する動き

これまでの経緯

指定廃棄物:ごみ焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等について、12都県で140,843トンが発生(平成25年12月31日現在)

(1)放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日完全施行)

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰等の指定廃棄物は、国が処分。

(2)特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)

指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。

(3)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)

指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。

(4)処分場の候補地提示(平成24年9月)

栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

新たな選定プロセス

- 平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

有識者会議、市町村長会議の開催状況

有識者会議

- 第1回:H25.3.16
→最終処分場の安全性について了承
- 第2回:H25.4.22
- 第3回:H25.5.10
- 第4回:H25.5.21
→候補地の選定手順案について了承
- 第5回:H25.7.16
- 第6回:H25.10.4
→候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承

市町村長会議

<宮城県>

- 第1回:H24.10.25
- 第2回:H25.3.28
- 第3回:H25.5.29
- 第4回:H25.11.11
→宮城県における候補地の選定手法が確定
- 第5回:H26.1.20
→詳細調査の候補地を3カ所提示

<栃木県>

- 第1回:H25.4.5
- 第2回:H25.5.27
- 第3回:H25.8.27
- 第4回:H25.12.24
→栃木県における候補地の選定手法が確定

<茨城県>

- 第1回:H25.4.12
- 第2回:H25.6.27
- 第3回:H25.12.25

<千葉県>

- 第1回:H25.4.10
- 第2回:H25.6.3
- 第3回:H26.1.9

<群馬県>

- 第1回:H25.4.19
- 第2回:H25.7.1

各県で候補地を選定するためのベースとなる候補地選定手法の基本的な案 (第6回有識者会議とりまとめ)

安全等が確保できる地域を抽出

- ・自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すために避けるべき地域を除外
- ・特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

- ・地域特有の自然災害・貴重な自然環境等の存在や地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件に配慮(市町村長会議で合意された場合)

必要面積を確保した土地の抽出

- ・利用可能な国有地が基本(市町村長会議において、利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には候補地の対象に含める)
- ・候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出

安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

- ・地元の理解がより得られやすい土地を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況から評価
- ・対象となる土地の数が二桁以上となった場合は、適性評価方式により候補地を絞り込み。その後、総合評価方式により詳細調査を実施する候補地を選定
- ・4つの評価項目の重みづけは、地域の事情を勘案して決定

詳細調査の実施、候補地の提示

- ・詳細調査(ボーリング調査など)を実施し、有識者会議による現地視察及び評価
- ・候補地の提示方法については市町村長会議の意見を踏まえ決定

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めています。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入することとしています。

可燃性の指定廃棄物

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物

減容化

焼却灰等

10万Bq/kg以下

10万Bq/kg超

既存の管理型処分場

中間貯蔵施設

平成25年12月14日に環境大臣及び復興大臣が、福島県を訪れ、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れの要請を行いました

減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における 下水污泥減容化事業

平成25年4月から、稼働中



福島県県中浄化センター（郡山市）における 下水污泥焼却事業

平成25年9月から、稼働中



福島県鮫川村における 農林業系副産物等処理実証事業

主灰コンベア破損事故による停止後、平成26年3月から運転を再開



福島県飯舘村蔵平地区における 可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、平成26年度末を目途に事業開始予定